

地方公共団体退職手当条例における退職手当の一部支給制限

【東京都】職員の退職手当に関する条例（抄）

（非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額）

第 8 条 第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が知事と協議のうえ、退職手当を支給せず、又は第五条の規定により計算した額から一部を減額した額をもってその者の退職手当の基本額とする。

【大阪市】職員の退職手当に関する条例（抄）

（退職手当の額の調整）

第 6 条 在職中に勤務成績が特に不良であつた者又は職務上の義務に違反する行為があつた者については、第 1 条の 2 の規定による退職手当は、市規則で定める基準により、減額して支給することができる。

⇒ 【職員の退職手当に関する条例施行規則】（抄）

（減額の基準）

第 5 条の 8 条例第 6 条に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号の規定による分限免職の処分を受けた者の退職手当の額 条例第 2 条から第 5 条の 2 までの規定により計算した額に、100 分の 20 から 100 分の 80 までの範囲内の割合を乗じて得た額
- （2） 職務上の義務に違反する行為があつたことにより勸しよを受けて退職した者の退職手当の額 条例第 2 条から第 5 条までの規定により計算した額に 100 分の 20 から 100 分の 90 までの範囲内の割合を乗じて得た額
- （3） 勤務成績が不良な者又は職務上の義務に違反する行為があつた者で総務局長の定めるものの退職手当の額 条例第 2 条から第 5 条の 2 までの規定により計算した額に 100 分の 80 から 100 分の 90 までの範囲内の割合を乗じて得た額